

議案第95号

鳥取県市町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組規約を変更する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、次のとおり鳥取県市町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年12月10日

三朝町長 吉田秀光

平成16年12月10日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県市町村消防災害補償組規約の一部を改正する規約

鳥取県市町村消防災害補償組規約(昭和29年告示第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県市町村消防災害補償組規約

第1条中「鳥取県市町村消防災害補償組合」を「鳥取県市町村消防災害補償組合」に改める。

第2条の見出し中「市町村」を「町村」に改め、同条中「及び境港市」を削り、「組合市町村」を「組合町村」に改める。

第3条中「組合市町村」を「組合町村」に改める。

第5条中「24人」を「22人」に、「組合市町村」を「組合町村」に改める。

第10条中「組合市町村」を「組合町村」に改める。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。